

## 8月定例会議会における議案に対する意見募集

### No2 こども子育て交流プラザ事業費（債務負担行為）について

今回の補正予算は、こども子育て交流プラザの現在の運營業務委託契約期間が本年度で終了することから、次期委託団体を選定するため、債務負担行為を設定するものです。今回の事業に対するご意見を募集致します。

#### 1. 目的

子どもの健全育成並びに子育て支援（親子のふれあいの場、情報交流の場の提供、子育て支援グループの活動拠点など）の充実を図るため、こども子育て交流プラザを運営する。

#### 2. 内容

現在の運營業務委託契約期間が本年度で終了することから、次期委託団体を選定するため、債務負担行為を設定する。開設を伴ったため現行契約は2年であったが、次契約は3年契約とする。

##### (1) 主な業務内容

- ・児童に健全な遊びを与え、個別的及び集団的に指導して児童の健康を増進し、又は情操をゆたかにするための事業を行う。
- ・子育てに関わる団体の育成、交流の場の提供及び諸活動の促進に関する事業を行う。
- ・子育てに関わる全ての人の活動及び交流の促進に関する事業を行う。
- ・児童に関する相談及び情報の収集、提供に関する事業を行う。
- ・利用者支援事業（子育て家庭の個別ニーズに応じた情報提供・助言）を行う。

##### (2) 委託期間

平成31年度から平成33年度まで（3年間）

##### (3) 委託団体選定方法

プロポーザル方式

##### (4) スケジュール

平成30年 10月～11月中旬 募集期間

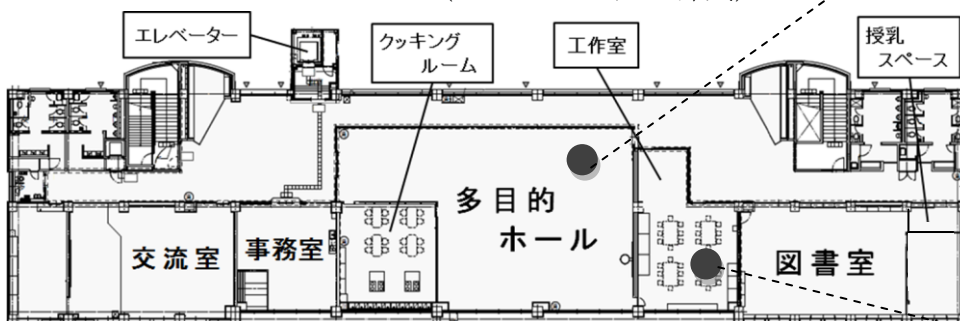
11月下旬 プロポーザル審査委員会・委託団体の決定

12月下旬 業務委託契約

平成31年 4月 事業開始

橋北交流会館4階

平成29年度利用実績 3万9,841人  
(オープニングイベント除く)



### 3. 債務負担行為（追加）

限度額 112,400千円

期間 平成30年度から平成33年度まで

※ 債務負担行為とは、将来の支出を約束する行為で、具体的には、数年度にわたる設計、建設工事等の場合のように、翌年度以降の自治体の支出を義務付けることです。